

掛金率・負担金率等一覧表

掛金及び負担金等は、組合員の標準報酬月額等に次の率を乗じて得た額となります。

令和6年4月1日現在

区分	短期(※1)	介護(※2)	厚生年金	退職等年金	負担金(長期)※3		
					厚生年金	退職等年金	経過的公務上
長期組合員	46.30/1000	8.79/1000	91.50/1000	7.5/1000	91.50/1000	7.5/1000	0.30/1000
短期組合員	46.30/1000	8.79/1000					
任意継続組合員	92.60/1000	17.58/1000					

※1 短期掛金率(46.30/1000)の内訳は以下のとおりです

基本掛金率	準備でき次第掲載	組合員に対する短期給付、保険事業等に充てるための掛金率
特定掛金率		前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金及び病床転換支援金等に充てるための掛金率

なお、短期掛金率には福祉掛金率(1.03/1000)が含まれています。

※2 介護掛金及び負担金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ対象となります。

※3 長期組合員及び短期組合員にかかる短期、介護の負担金率は、掛金率と同じです。
また、負担金(社会保険料)とは異なりますが、事業主は、長期組合員の数と標準報酬月額等に応じて子ども・子育て拠出金(拠出金率3.6/1000)を全額負担しています。

基本掛金率と特定掛金率は、実際にその率をもって徴収しているのではなく、短期掛金の用途をお知らせするための概念的な比率です。